

## 『水道に

## 寄せる信頼

## 飲む安心』

## 6月1日から7日は第52回水道週間

水道水は、私たちの毎日の暮らしに無くてはならないものです。

6月1日から7日は、厚生労働省外が主唱する水道週間です。水道事業の健全な発展と、限りある水源を有効に利用するよう、「水道に 寄せる信頼 飲む安心」をテーマとして全国的に行なわれます。

## ○安全で美味しい

## 水道水をご家庭へ

「朝、冷たい水で顔を洗い、美味しい水道水を一杯飲む」身体が起きて、

一日がんばろう！と元気が出てきます。

神崎町では、浄水場での粉末活性炭処理や、浄水過程を遮光することにより、以前に比べ、河川水特有のいやな臭いをできる限り低減させています。



また、鉄やマンガン、不純物を取り除く、ろ過処理を行っていますので、衣類の黄ばみを抑え、温水機器

等の利用に対して水道水は安心してご利用いただけます。



## ○水道を

## 利用するときは

新しく水道管を引き込む工事の場合や、宅内の水道工事は、法律（水道法）により神崎町の指定給水装置工事業者が行うことになっております。水道工事に關しては、指定給水装置工事業者へご相談ください。（左表参照）

また、宅内の漏水修理やメーターの移動についても、同様に指定工事業者

にご相談ください。

新規に水道を申込をされる場合や、メーターの口径を大きくされる場合などは、給水申込負担金が必要になります。

## ○水道料金の計算は

## 検針から

水道の使用量を確認する検針は、毎月上旬に神崎町から水道料金等事務を受託している第一環境株の職員が行っています。

検針時に「水道料金等のお知らせ」をポスト等に投函いたしますので、使用量や、ご請求予定金額の確認にご利用ください。

また、使用量が非常に多い場合や、漏水と思われる時には、検針員が連絡を入れるようにしています。

## 料金の支払い方法

- ・口座振替による お支払い
- ・納入通知書による お支払い

詳細につきましては、第一環境株まで  
☎ 72 4 5 4 5



## ○水道料金の計算

水道料金は、毎月の検針数値から使用水量を算出し、毎月ご請求させていただきます。

（水道料金はすべて税込みです。）

水道料金の算定  
水道料金は、  
基本料金+超過料金で  
構成しております。  
（3ページの表を参照）

毎月の料金は、検針時にお届けする「水道料金等のお知らせ」に印字しております。